

厚生衛発 0520 第 1 号
令和 8 年 5 月 2 0 日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
（ 公 印 省 略 ）

旅館業許可施設に関する情報の固定資産税担当部局への提供について（通知）

生活衛生関係営業への取組につきましては、平素より、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

旅館業法第 3 条第 1 項に基づく許可の事務については、貴自治体において、適切に対応いただいているところですが、旅館業が営まれる場合については、当該施設に係る固定資産税が適切に課税される観点から、固定資産税担当部局が当該施設を把握できる体制を自治体において構築することが重要です。

こうしたことから、旅館業法担当部局においては、旅館業の許可を与えた場合は、当該旅館業許可施設に関する情報を、当該施設の所在する市町村（特別区の場合は東京都）の固定資産税担当部局に可能な限り速やかに提供するほか、固定資産税担当部局から旅館業許可施設の情報提供を求められた場合には、協力をお願いします。

なお、このことについては総務省自治税務局とも協議済みであることを申し添えます。